

外国為替取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社が
お渡しするものです。)

外国為替取引については、以下を御覧下さい。この書面には、海外にて外国為替取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- お客様へ提供する外国為替取引は、スポット為替取引のみです。
- 為替スポット取引 (Forex) は規制されておらず、金融取引所等は介さない分散的市場での取引であり、コントラクトとしても商品化されておられません。銀行やインターバンクディーラーが、法人機関や個人相手にプライス (流動性) を提供するシステムです。
- お客様は、外国債券、オプション、又は先物取引等によって発生したクレジットもしくはデビットの管理や、ヘッジまたは投資用に変換する為お客様の基準通貨への交換など、多通貨口座を使用することができます。
- 外貨建てもしくは外国為替で取引される債券、オプション、先物そしてその他ファイナンシャル商品の売買を行うことは本質的にリスクが高く、お客様の金融知識と専門的知識が要求されることをご理解下さい。
- 外国為替取引は一般的には規制されておらず、高いリスク性があり、お客様が口座に預託している以上の損失が生じる可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料などの諸費用について

- ◆ 手数料などの諸費用につきましては、「お取引にかかる諸費用等に関する契約締結前書面」を御覧下さい。

証拠金について

- 外国為替取引を行なうにあたって必要な保証金につきましては、以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.interactivebrokers.com/jp>

外国為替取引のリスクについて

為替変動リスク

- ・ 外貨間の交換レートには、経済や政治その他様々な状況により大きく変化する為替変動リスクがあります。金融商品の取引の機軸通貨に対しての為替変動リスクもあります。
- ・ 異なった通貨建ての商品を取引するために1つの通貨で資金を預金する場合には、当該取引にかかる通貨間の交換レートの影響を受けることがあります。
- ・ 信用取引の場合には、利益もしくは損失に対する通貨変動のインパクトはさらに大きくなります。
- ・ 外貨のお取引について、インタラクティブ・ブローカーズLLC(IB)が提供するスポット外国為替取引システムを使用する際、外国通貨間の通貨交換レートの変動により大きな損失が発生することがあります。また、顧客が外貨をベース通貨に変換する際にも損失が発生することがあります。

その他のリスク

通貨取引には、為替変動リスクの他、市場リスク、クレジットリスク、決済リスク、流動リスク、操作リスク、および法的リスク等があります。例えば、政治、経済、もしくはその他の予測できない事件が発生した場合、為替市場に大きな影響を与えます。

外国為替取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外国為替取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の規定の適用はありません。

為替取引の仕組み

- ・ お客様がIBの取引システムを通じて為替取引を行う場合、IB関連会社もしくは第3者銀行の1つと個別に交渉する取引となります。そのような取引の際、IBの関連会社もしくは第3者機関銀行（「フォレックスカウンターパーティー」）は、取引に関して、ファイナンシャルアドバイザー又は受託者ではない対等な立場で対応します。

為替取引は取引所取引ではありません。

- ・ お客様がIBの取引システムを通じて執行された取引は、取引所で執行されたものではありません。また、清算機構によって清算されるものではありません。
- ・ IBとの外国為替取引契約は、フォレックスカウンターパーティーが責任を負います。また、外国為替取引は、取引所取引契約で保証される規制や投資保護の対象ではありません。
- ・ 外国為替取引のため、IBによりお客様に提示した価格は、フォレックスカウンターパーティー

の引合価格に基づき決定されます。取引所で決定されるような競争入札で決定されません。そのため外国為替取引において、IBにより提示された価格は、最も競争力のある提供価格ではない場合があります。

外国為替取引に係る金融商品取引業務の概要

外国為替取引については、以下によります。

- ・ 海外市場における為替取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- ・ インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、海外市場における外国為替取引の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行います。

金融商品取引契約に関する租税の概要

- ・ 個人のお客様に対する課税は、為替取引から生じた利益は、雑所得として課税されます。
- ・ 法人のお客様は、法人税にかかる所得の計算上、課税方法が異なる場合がございますので、詳細に関しては税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

IB 外務員は税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。

金融商品取引契約に関する租税につきましては、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
資本金	1,520,150千円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成18年8月
電話番号	03-5645-3081（代表）